

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告示  
○ 土地改良区の定款の変更を認可した件 二五
- 県営土地改良事業計画を変更した件 二五
- 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件四件 二五
- 道路の区域を変更する件二件 二五
- 公告  
○ 随意契約の相手方を決定した件 二五
- 港湾施設の概要を公告する件の一部を改正する件 二五
- 一般競争入札を行う件 二五

## 告 示

### 福島県告示第四百五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、請戸川土地改良区から令和三年四月五日付けで申請のあった定款の変更について、同年六月八日認可した。

令和三年六月十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄  
(農村計画課)

### 福島県告示第四百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、大和田地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地整備事業）を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和三年六月十五日

- 一 縦覧に供する書類
- 二 縦覧の期間  
令和三年六月十六日から  
同 年七月五日まで (二十日間)
- 三 縦覧の場所  
会津若松市役所及び湯川村役場

(農村計画課)

福島県知事 内 堀 雅 雄

### 福島県告示第四百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を平田村役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和三年六月十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
保証責任蓬田信用販賣購買利用組合
- 二 通知の内容の要旨  
1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。  
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和三年農林水産省告示第六八十五号）によること。

(森林保全課)

### 福島県告示第四百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を会津美里町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和三年六月十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名  
久家喜代三
- 二 通知の内容の要旨  
1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和三年農林水産省告示第六百八十号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第四百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を南会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和三年六月十五日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

小勝イシノ

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和三年農林水産省告示第五百二十六号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第四百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を南会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和三年六月十五日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

赤松政範 芳賀恒夫 野沢幸夫 黒川イ子ヨ 小山駒吉 星克己 星十吉 赤松省

一 星初男 芳賀百作 星丑三 星光雄 芳賀芳三郎 小山盛 小山駒吉 赤松政範

芳賀文三 芳賀文一郎 芳賀長市 芳賀三千雄 芳賀長市

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和三年農林水産省告示第五百三十七号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第四百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和三年六月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年六月十五日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 三四九号	東白川郡矢祭町大字上 関内内字田中前九八番 地先から 同 郡同 町大字小 田川字中山一〇八番七 地先まで	変更前	A 五・五〇 二八・〇	二、四〇〇・〇
		変更後	B 一三・〇〇 六〇・〇	二、七九〇・〇
	東白川郡矢祭町大字上 関内内字荒屋二一番二 地先から 同 郡同 町大字小 田川字中山一〇八番七 地先まで	変更前	A 五・五〇 二八・〇	二、四四六・八
		変更後	B 一三・〇〇 六五・〇	二、八五〇・〇

（道路計画課）

福島県告示第四百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和三年六月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年六月十五日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

公 告

(道路計画課)

		県道豊間 四倉線	
五 一 番 二 地 先 ま で	同 路 三 八 七 番 地 先 か ら 市 平 豊 間 字 船 附	五 一 番 二 地 先 ま で	同 路 三 八 七 番 地 先 か ら 市 平 豊 間 字 船 附
変更後		変更前	
B		A	
八・二〇 三・一〇		三・五〇 一六・五〇	
一、六二二・四		一五〇・四	

公告第122号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県河川流域総合情報システム機器（公開サーバ増設分）の賃貸借について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和3年6月15日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 随意契約に係る借入物品の名称及び数量  
福島県河川流域総合情報システム機器（公開サーバ増設分） 一式（据付け、調整、機器保守等一式を含む。）
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県土木部土木総室土木総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 随意契約の相手方を決定した日  
令和3年4月5日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所  
富士通リース株式会社 東京都千代田区神田練堀町3番地
- 随意契約に係る契約金額  
31,592,000円
- 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 随意契約とすることとした理由  
特例政令第11条第1項第2号該当

(土木総務課)

公告第百二十三号

港湾施設の概要を公告する件（平成十四年福島県公告第五百二十六号）の一部を次のように改正する。

令和三年六月十五日

福島県知事 内堀雅雄

一の表中ノ作港の部中ノ作プレジャーボート用指定泊地Bの項中別紙図面を次のように改める。

一の表中ノ作港の部中ノ作プレジャーボート用指定泊地Bの項中「一、一七〇平方メートル」を「一、〇〇〇平方メートル」に改め、同部中

泊地	泊地
中ノ作プレジャーボート用指定泊地D	中ノ作プレジャーボート用指定泊地C

別紙図面のとお	別紙図面のとお
一、〇〇〇平方メートル	一、二〇〇平方メートル
水深四メートル	水深四メートル

泊地	別紙図面のとお
中ノ作プレジャーボート用指定泊地C	

り面	方メートル	水深四メートル
一、二〇〇平方メートル		

に改める。

（「次のように」は、省略し、改正後の図面は、福島県河川港湾総室港湾課、福島県相馬港湾建設事務所及び小名浜港湾建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

（港湾課）

公告第124号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和3年6月15日

福島県知事 内堀雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ノートパソコン 12台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和3年10月14日（木）
- (4) 納入場所 福島県土木部土木企画課

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和3年7月6日

(火) 午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和3年7月6日(火)午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

#### 4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和3年6月15日(火)から同年7月6日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

#### 5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙19枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和3年6月22日(火)午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 令和3年6月22日(火)午前11時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 令和3年7月29日(木)午前11時 福島県出納局入札用度課 (郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月28日(水)午後5時までに必着のこと。)

#### 6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

#### 7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### 8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

#### 9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Laptop Computer 12 units

(2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 29 July 2021

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 28 July 2021

(4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7563

(入札用度課)